|  |
| --- |
| **稲敷市下水道排水設備工事資金補助金について** |

　**下水道法**では、下水道が供用開始されたら、汲み取り便所から下水道への接続を3年以内（§１１の３）とし、浄化槽設置者等については、遅滞なく下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならない（§１０）とされています。

　このため市では、早期の下水道への接続を促進するため、次のような補助制度を設けております。

（補助制度の内容）　　（受益者負（分）担金・市税等の滞納がない場合に限ります。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 供用開始後 | 補　　助　　率 | 補助金の上限 | 備　　考 |
| 1年以内の接続 | 工事費の１４％ | ７万円 | 補助金は、千円未満切り捨てです |
| 2年以内の接続 | 工事費の１０％ | ５万円 |
| 3年以内の接続 | 工事費の　７％ | ３万５千円 |
| 4年目以降の接続 | 工事費の　４％ | 2万円 |

**さらに、平成30年4月1日から、上記の「基本補助金」に加えて、最大３１万円の「拡充補助金」が次の条件に当てはまる者に対して交付されます。**

　１．申込世帯の構成人に，当該年度の4月1日現在で満18歳未満の者又は当該年度の3月31日時点において満65歳以上の者がいること。

　２．申込世帯の構成人のうち，収入のある者の課税対象所得の合計額が348万円以下であること。

　　　※この補助制度は改造工事に限る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

(例)供用開始1年目　補助対象工事費500,000円で　上記の条件に当てはまる方の場合

　(補助対象工事費の14％＋31万円)

＜よくある質問＞

Ｑ.増改築及び建替に伴う下水道への接続は補助対象となるか。

→浄化槽又はくみ取り槽を利用していた方が同敷地内において下水道に切り替える工事を行う場合は補助対象となる。ただし、建替に関しては新たな建築物の建築と既存建築物の撤去を一体的に行うことを条件とする。※浄化槽等からの切り替えが伴わない新築等の場合は補助対象外。